

建築物エネルギー消費性能適合判定料金一覧

(以下の料金は当社への建築確認申請との併願を前提としています)

建築検査機構株式会社

■非住宅建築物

税込金額 (円)

面積 (㎡)	モデル入力法		標準入力法	
	工場・倉庫	左記以外	工場・倉庫	左記以外
0～300	66,000	99,000	132,000	198,000
300 超～500	77,000	121,000	154,000	242,000
500 超～1,000	88,000	143,000	176,000	286,000
1,000 超～2,000	99,000	176,000	198,000	352,000
2,000 超～3,000	143,000	209,000	286,000	418,000
3,000 超～4,000	154,000	231,000	308,000	462,000
4,000 超～6,000	165,000	242,000	330,000	484,000
6,000 超～8,000	187,000	275,000	374,000	550,000
8,000 超～10,000	198,000	297,000	396,000	583,000
10,000 超～15,000	242,000	341,000	484,000	682,000
15,000 超～20,000	275,000	385,000	550,000	770,000
20,000 超～50,000	297,000	440,000	594,000	902,000
50,000 超～100,000	363,000	550,000	726,000	1,100,000
100,000 超	495,000	1,100,000	990,000	2,200,000

■住宅等

税込金額 (円)

一戸建て住宅	44,000
共同住宅・長屋	132,000 + 戸数 × 3,300

値上げ

その他

・複合建築物の場合は、非住宅建築物の料金と住宅等の料金の合計となります。 **運用基準明確化**

・計画変更及び軽微変更該当証明書の申請 (軽微変更ルート C) は、上表の半額となります。

・適合判定通知書の再発行料金は、5,500 円 (税込) となります

・共用部の審査を行う場合は、**132,000 円 (税込)** 加算となります。 **値上げ**

・省エネ適判を単独申請される場合は上表の料金の 1 / 2 を加算します。

・当社判定業務規程第 19 条第 1 項各号に該当すると判断した場合の減額は、上表に 0.35 を乗じた金額を上限とします。なお、同項の複数の号に該当した場合においても、0.35 を乗じた金額を上限とします。

・当社判定業務規程第 20 条に該当する場合の増額幅 (加算額) は、上表の 1.0 倍までとします

文言修正